

空き店舗を活用して出店する事業者を支援します！

平成30年度

渋川市まちなか空き店舗 出店者支援事業補助金

渋川市では、中心市街地の活性化とにぎわい創出を目的に、渋川駅前通り沿線の空き店舗を活用し新たに出店する事業者に対し、店舗の改装費用や賃借料の一部を助成します。

対象者

- ・市税等を滞納していないこと
- ・暴力団関係者でないこと
- ・空き店舗の所有者又は2親等以内の親族などでないこと
- ・対象エリア内での移転でないこと
- ・改装に着手していないこと
- ・年度内に改装が完了し、営業が開始できること
- ・週5日以上営業し、3年以上営業を継続できること
- ・午前10時から午後5時までの間、2時間以上営業を行えること
- ・市内に事業所を有する業者に改装等を発注できること
- ・営業開始から3年間、6か月ごとに収支決算書、営業報告書を提出できること

対象事業

渋川駅前通り沿線の空き店舗を活用して行う
小売業、飲食業、サービス業その他これらに類する事業

対象経費

店舗改装費 事業開始初年度に1回のみ
店舗賃借料 営業開始から3年間

補助金額

店舗改装費 補助対象経費の2/3 上限額200万円
店舗賃借料 補助対象経費の1/2 上限額月額4万円

※ 対象エリア、補助対象経費などの詳細は、裏面をご確認ください。

交付申請時の提出書類

- ・補助金交付申請書
- ・事業計画書
- ・納税証明書(未納額のない証明用)
- ・改装工事の図面、見積書
- ・建物の賃貸借契約書の写し など

完了実績報告時の提出書類

- ・実績報告書
- ・補助対象経費の支払が確認できる書類の写し
- ・営業報告書
- ・補助金の振込先が確認できるもの
(通帳の写し等)

提出書類の様式、記入例は、市ホームページに掲載しています

<http://www.city.shibukawa.lg.jp/sangyou/sangyou/shigaichi/p005718.html>

または『渋川市 空き店舗 補助金』で検索

【問合せ先】

渋川市役所 商工観光部 商工振興課 まちなか再生室

電話：0279-22-2596

E-mail: syoukou@city.shibukawa.gunma.jp



補助対象経費	補助率	補助限度額	補助対象期間
・店舗等改装費(出店に必要な内装工事、外装工事、設備(電気、水道、ガス、空調等)工事、その他建物と一体となって機能する設備の設置に要する経費(商品陳列棚、店舗看板等で建物に固定されているもの)を含む。) ※設計費、什器等備品購入費及び設置費は対象外	2/3以内	200万円以内	事業開始初年度に1回のみ
・店舗賃借料(共益費を含む。) ※敷金、礼金、駐車場使用料及び契約に関する諸経費は対象外	1/2以内	月額4万円以内	営業開始から3年目まで

- 1 補助金を算出した額の合計額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てます。
- 2 国、県、市及びその他団体等が実施する他の補助金の交付を受けているものは、補助対象とはなりません。
- 3 店舗賃借料の補助対象期間は、営業を開始した日の属する月の翌月(月の初日に営業を開始した場合は当月)から起算します。
- 4 居住部分併用の建物である場合の店舗賃借料は、店舗部分と居住部分の床面積を基に按(あん)分して算出します。

**※ 対象エリア
(橿円の網掛け部分内)**

